

令和 6 年 9 月

遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 令和 6 年 9 月 25 日（水） 午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 1 会議室
3. 会議に付した議案
 - 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 2 解約について
 - 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 - 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理のついて
 - 報告事項 5 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - 議第 22 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
 - 議第 23 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 - 議第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (15 名中 14 名)

番号	氏 名						
1	三浦 祐輝	2	大谷 浩夫			4	高橋 敬
5	小田原英史			7	高橋 正樹	8	石垣 建
9	小野寺一博	10	高橋 茂央	11	高橋 晃弘	12	小松 正志
13	前川 一城	14	那須 久美	15	齋藤 勝広	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
3	榑原 一男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名						

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名						

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の9月定例会を開催いたします。初めに、本日の出欠状況の報告を那須懲罰副委員長よりお願い致します。 (14番那須久美委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14番 那須久美委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。 3番榊原一男、届出欠席で、欠席委員は1名、出席委員は14名で過半数の委員が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>(挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では14番那須久美委員と15番齋藤勝広委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (高橋主事が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計13件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 詳細につきましては総会議案書をご確認ください。 続きまして、報告事項2. 解約について、国道交通省による一部買収のため、対象になる面積分を解約するものです。詳細は総会議案書をご確認ください。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、残存小作地を解消するために解約するものです。 報告事項4. 賃借料の変更通知書の受理について、各案件で当事者の合意により賃借料を変更するものです。 報告事項5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について、説明いたします。補足説明資料に登記官からの照会書、回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。 照会地は、農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。9月17日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、大谷委員の3名で現地調</p>

	<p>査を行いました。現在作付けはされていませんでしたが、農地として使用できる状態と判断されますので、現況農地であると法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番齋藤勝広委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番 齋藤勝広委員	<p>報告します。9月17日に、第2会議室で委員6名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第22号、23号、24号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第22号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号2、計2筆、994㎡。</p> <p>この案件は現地調査を前川委員にお願いしていたしましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。</p> <p>今回の申請地は、借人が耕作している周辺で拡大を考えていた借人と貸人で賃借について合意したとのことです。</p> <p>審査基準書にある借人耕作地ではブドウを作っており、今回申請の場所もブドウを作るといことです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、13番前川一城委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
13番 前川 一城委員	<p>はい。</p> <p>貸人とは直接畑に立会い、借人には電話で確認しました。場所は集落の公民館の北西に位置しています。借人は令和3年に地図に記載の耕作地を借り始め、ブドウを栽培しています。町外の耕作地が今年で引き上げる畑があるため、町内で耕作している場所周辺で畑を探していたところ、隣接している畑を所有している貸人と合意しました。</p> <p>借人は、現在借りている畑の管理もしっかりできているので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長	<p>それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 22 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 23 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は 2 ページをご覧ください。 番号 2、計 12 筆、16,450 m²。 親子間での使用貸借を再設定する案件になりますので、詳細は議案書をご確認ください。また、再設定案件のため、審査基準書の地図も省略しております。 また、契約期間が 25 日開始になっていますが、これは前回契約時と同様で、同条件での再設定を行うものになります。 事務局からは以上です。</p>
議長	ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	<p>それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 23 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 23 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳につきまして、(2) 利用権設定が 1 件、(1) 所有権移転と (3) 利用権移転はなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 利用権設定について 番号 36、計 2 筆、2,779 m²。 こちらは再設定の案件ですので、詳細については議案書をご確認ください。また、再設定案件については審査基準書の地図を省略しております。</p>

事務局	事務局からは以上です。
議長	<p>それでは、ただいまの事務局説明に対し、何か質問・意見等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>これで予定されておりました議事は以上ですが、皆様他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで9月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>